

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

2026年4月1日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 上松 英司

1 業務概要

(1) 業務名

CS分析及び広報支援業務（2026年度）

(2) 業務内容

「CS分析及び広報支援業務（2026年度）」（以下「本業務」という。）は、お客さま満足度調査、お客さま満足アッププラン及びブログサイトを通じて、お客さま満足について一貫性のある発信をすることで、お客さまの当社への事業理解の深化及び満足度向上を目指すことを目的とした業務である。

(3) 履行期限

2026年9月1日から2029年8月31日まで

2 企画競争参加資格

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出時に、次の①から④までの資料を提出した者であること。
 - ①：商業・法人登記事項証明書の写し
 - ②：営業経歴書
 - ③：財務諸表類
 - ④：納税証明書の写し
- (4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に当社から競争参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) アンケート分析を含む業務の実績及びSNSやWEB媒体に広告を掲出した業務の実績をそれぞれ3件以上有すること。なお、2021年4月以降に業務を開始し、参加表明書提出期限の日までに業務が完了しているものに限る。

3 手続等

(1) 担当部署

阪神高速道路株式会社 経理部契約課 樋渡

(住 所) 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4

(電 話) 06-6203-8888 (代)

(F A X) 06-6203-8313

(E-mail) keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

(2) 企画競争説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：本公示の日から2026年5月27日（水）午後4時まで
- ② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。
・ 阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告）
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>
- ③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- ① 提出方法：1部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。
- ② 提出先：3（1）に同じ
- ③ 提出期限：2026年4月15日（水）午後4時必着

(4) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- ① 提出方法：1部を持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）で行い、5（2）に定める企画提案内容を記載した書面については、データをPDF形式でCD-Rに書き込み、当該CD-R1部を提出すること。
- ② 提出先：3（1）に同じ
- ③ 提出期限：2026年5月27日（水）午後4時必着

(5) 企画提案に関するプレゼンテーションについて、提出先及び提出期限

提案内容の評価のために当社が必要と判断した場合、企画提案者によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションの実施有無の通知については、2026年6月1日（月）を予定している。

- ① 日時：日時：2026年6月8日（月）又は9日（火）
- ② 場所：阪神高速道路株式会社 本社

4 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法

によるものとする。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした提出者に対して取引停止措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書の特定者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (7) 企画競争の実施の結果、各者の提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- (8) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しない。
- (9) 企画提案書の提出期限以降における差し替え及び再提出並びに記載された内容の変更は原則として認めない。
- (10) 提出期限以降における企画提案書に記載した内容は、原則として変更できない。ただし、配置予定の責任者等について病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者等であるとの当社の了解を得なければならぬ。
- (11) 企画競争に参加する各者は、本企画競争参加により知り得た情報について、守秘義務を負うこととする。
- (12) 特定された者が契約の締結までの間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則別表に掲げる措置要件に該当すると認められたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (13) 入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること
- (14) 本説明書で求める要件を満たさない場合は評価の対象外とする。

(参考資料)

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとすることができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者